

2018 年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
<p>国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止</p>	<p>国土利用計画法の土地売買等の事後届出※に係る事務について、条例による事務処理特例制度により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。</p> <p>〔 国土利用計画法による事後届出は、正本・副本を作成し、市町村を経由して都道府県にすることとされているが、届出に係る事務の権限移譲を受けている市町村においては、市町村への正本の提出があれば足りる。しかし、こうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本を作成しなければならない。また、市町村は正副の届出書2部を保管しなければならない。〕</p> <p>※一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合、その旨を届け出る制度。</p>	<p>土地売買等の事後届出の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度により、当該事務を処理する権限を委譲されている市町村（特別区を含む。）においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p> <p style="text-align: right;">〔国土交通省〕</p>
<p>食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止</p>	<p>健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所（本社、研究所等）の所在地の都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣（消費者庁）へ申請する。</p> <p>〔 現行制度では、特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県（窓口は保健所）を経由して消費者庁に提出することとされている。また、許可書についても消費者庁から都道府県（本庁、保健所）を経由し、申請者に送付される。実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県の行っている事務は必要部数や書類項目の確認といった形式的なものであり、都道府県を経由することによって、却って実質的な審査開始までに時間がかかっている。〕</p>	<p>申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務については、廃止する。</p> <p style="text-align: right;">〔厚生労働省〕</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	<p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「補助金」）の申請に係る、生活交通確保維持改善計画（以下「計画」）において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及び負担額」（以下「維持事業に要する額」）の、2・3年目分については、前年度から運行形態（運行距離、運行回数等）に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。</p> <p>〔 補助金の対象期間は1年のみであるが、計画には向こう3か年の維持事業に要する額を記載しなければならない。このうち、国庫補助算定額の基準とするのは1年目の分のみと思われる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるわずかなものであるにもかかわらず、毎年度の計画の申請の度に算出することとなり、事業者及び都道府県にとって相当の事務負担となっている。 〕</p>	<p>地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断するうえで必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>[国土交通省]</p>
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	<p>地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「補助金」）のうち、車両購入費に係る金融費用（借入金の利息）の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画（以下「計画」）に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字（上限見込み額）を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。</p> <p>〔 交通事業者が車両購入費に係る金融費用の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。しかし、本県においては、借入先からの利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。 〕</p>	<p>生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。</p> <p>[国土交通省]</p>

提案事項	提案概要 〔 〕は支障事例	対応方針概要
防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	<p>防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高 45m以上であること。」を見直す。</p> <p>〔 愛知県の防災行政用無線が、名古屋市内に建設された高層建築物（地上高 99m）による電波遮蔽のため、平成 28 年 8 月頃から一部通信ができない状況となった。そのため、平成 29 年 6 月補正予算に 195,434 千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。〕</p> <p>電波法に定める「伝搬障害防止区域」※内であれば、防災行政用無線が不通となる事態を未然に防げるが、現在の区域の指定基準では、防災行政用無線の通る区域であっても、伝搬障害防止区域の指定ができない箇所がある。</p> <p>※電波の高さ、内容等、一定の要件を満たす無線が伝搬する区域について、高層建築物（地上高 31m 超）の建築主に事前の届出を義務付け、また伝搬障害の原因となる場合、2 年間原因となる部分の工事ができなくなる制度。建築主と無線局の免許人との間で、障害防止のための協議をすることもできる。</p>	<p>—</p> <p>（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案となった）</p>